

**テキサス州内非日系小売店における農水産物プロモーション事業
ならびに情報発信に関する業務委託
仕様書**

2025 年 8 月
ジェトロ・ヒューストン

日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という)ヒューストン事務所では、テキサス州内非日系小売店における農水産物プロモーション事業ならびに情報発信事業を業務委託する。

記

1. 事業目的:

2024 年に日本からの農林水産物・食品輸出先で 1 位となったのは米国である。農林水産物・食品の輸出額 2025 年に 2 兆円、2030 年に 5 兆円という政府目標の達成に向け、米国における日本産農林水産物・食品の消費、商流拡大に資する積極的な取り組みが求められる。テキサス州は米国 50 州中第 2 位の経済規模を有する大市場で、近年は特に日本食・日本文化への人気の高まりから、日本食レストラン軒数が急増している。一方、経済規模に比して日本食市場の広がりにはまだ大いに伸び代がある状況であり、関連ビジネスの拡大に向けて呼び水となる取組が必要である。

いまだ日本食市場拡大の黎明期にあたるテキサス州において、ヒューストン事務所では、2025 年度にテキサス州内の日系小売店にて、ぶり、和牛、清涼飲料、菓子の試食・プロモーション等を実施することを計画している。

本事業では、米国テキサス州の非日系食品小売店において、農林水産物・食品のうち重点品目(※)に含まれる食品のプロモーションを実施する。また、本事業の効果を上げる観点から、SNS 等により情報発信することで、日本食に馴染みの少ない地元消費者に対し、日本産食品への理解を一層深め、関心喚起と消費拡大を図る。

(※)「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に定める輸出重点品目

牛肉、豚肉、鶏肉、計算、牛乳・乳製品、果樹(りんご)、果樹(ぶどう)、果樹(もも)、果樹(かんきつ)、果樹(かき・かき加工品)、野菜(いちご)、野菜(かんしょ等)、切り花、茶、コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品、製材、合板、ぶり、たい、ホタテ貝、真珠、錦鯉、清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、清酒(日本酒)、ウイスキー、本格焼酎・泡盛

2. 契約期間:

契約締結日～2026 年 3 月 23 日

3. 対象国・地域:

米国テキサス州

4. 業務内容:

(1)在テキサス州非日系食品小売店での農水産物プロモーション事業実施

テキサス州の非日系食品小売店にて開催される日本文化・日本食に関する催事にて、農林水産物・食品のうち重点品目に含まれる食品等のプロモーションを行う。プロモーションを行う重要品目の選定は任意とするものの、「和牛」など輸出重点品目(前述※)が望ましい。

【形式】

下記ⅠまたはⅡのいずれか:

Ⅰ. 催事:店舗の屋内外でのプロモーションイベントを実施する、あるいは出展する。催事期間は、最大2日間とする。

Ⅱ. 店頭(棚):店頭の棚に当該品目の商品を陳列し、週末等に試食・試飲を実施する。陳列期間は1か月間、最大4日間の試食・試飲を実施する。

【内容】

- ① 催事でのプロモーション企画
- ② 人員の手配
- ③ 試食・試飲にかかる食材および消耗品の手配
- ④ 来場者への試食・試飲の実施
- ⑤ その他必要に応じて広報に効果あると思われる施策
- ⑥ 報告書の作成(記録写真の撮影を含む)

(2)農水産物プロモーション事業の情報発信

上記(1)で実施したプロモーションについて SNS 等を利用して情報発信する。形式や内容を含む、広報の効果的な施策について、ジェトロに提案すること。

【成果】

・情報発信の成果が把握できるもの

例:

- ・ニュースレター発行数と開封数値の分析
- ・本事業実施前後における、SNS フォロワー数や、SNS での発信に対する反応(「いいね」)数の増加率

5. 使用言語:

「日本語」及び「英語」

6. 経費支出を認めるもの

- ・会場費、設営費、備品等レンタル費(イベント保険なども含む)
- ・催事運営にかかる委託費

- ・試飲・試食にかかる商材および消耗品の購入費
- ・メディア関連経費（PR 用動画作成、広告、SNS、インフルエンサー活用、クリエイティブ作成等）
- ・補助要員費
- ・報告書作成等にかかる経費
- ・上記運営にかかる管理費等
- ・その他事前にジェットロに相談があり、了承したもの

【留意事項】

- ・販売プロモーション及び試食・試飲に使用する食品は、日本産もしくは日系企業が製造する商品とすること。
- ・通信費・コピー代などの事務経費、交通費については、業務委託料に含むこと。
- ・以下費用は本業務委託の経費支出として認めない。
 - － 飲食費（料理デモ等で使用する食材費は除く。）
 - － 設備（機械・装置）等の購入、開発・改良、据付等に要する経費
 - － 1 件（個）当たりの購入価格が5万円以上の物品の取得に要する経費。また、1 件（個）当たりの購入価格が5万円未満であっても、事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの（家電、パソコン、デジタルカメラ等）の取得に要する経費。
 - － ジェットロの他の事業と区分できない経費

7. 支払い方法

業務完了後、請求書に基づき1回払いとする。

8. 留意事項

- （1）ジェットロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行すること。
- （2）食品およびアルコール飲料の取り扱い、試食・試飲の実施に当たっては、当地の法令・規則を順守すること。
- （3）事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられている。但し、事前に書面ないしは電磁的方法によりジェットロの承認を得た場合に限り、一部の再委託を許可する。
- （4）ジェットロの定める業務報告書などをジェットロの求めに応じて提出すること。なお、当該資料及び作成資料の知的所有権ならびに事業成果はジェットロに帰属する。報告に用いる言語は日本語とする。
- （5）業務完了報告書をジェットロが検収完了した時点で業務委託期間が完了したとみなす。
- （6）事業実施期間中は、ジェットロの担当者との間で必要に応じて連絡を取り、相談、報告を行うこと。
- （7）制作物にてデザイン、イラスト等の素材を使用する場合は、いかなる著作権も侵害しないこと。
- （8）本業務における製作物（動画、記事、バナー等）に関する一切の著作権はジェットロが所有するものとする。（インフルエンサーが直接本業務と関わらず独自に制作した動画や、ジェットロから事前の了解を得た動画等は除く）
- （9）受託者は、本業務を行うにあたり、現地法令・ガイドラインを遵守すること。
- （10）ジェットロ及び第三者の業務の重複受託により、本業務の遂行に影響（支障）を与えないこと。
- （11）進捗状況については常にジェットロと情報共有するとともに、ジェットロからの指示に応じた打ち合わせ等には常に対応すること。打ち合わせ等につき、ジェットロおよび関係者と綿密に連絡をとりなが

ら行うこと。

(12) 本仕様書に記載のない業務が生じた場合には速やかにジェトロと協議すること。

(13) 個人情報及び企業情報の取り扱いに十分留意し、情報漏えいが生じないように管理を徹底すること。

(14) 受託者は事業終了後速やかに業務完了報告書を提出すること(様式、内容等についてはジェトロに確認をすること)

9. その他

万が一事業実施が困難となった場合、双方で相談の上、ジェトロの判断により中止又は延期を決定する。その場合、本業務の一部を既に履行しているときには、契約金額を上限として相当と判断する金額を支払うものとする。

以上